

社員選出規程

制定	2009年6月5日
改正	2022年5月27日
改正	2023年6月1日
改正	2023年11月9日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「連盟」という。）の定款第5条第6項に規定する社員の選出に関する事項について定めることを目的とする。

(社員の選出資格)

第2条 社員に選出される資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する会員とする。

- (1) 個人会員又は家族会員であること。
- (2) 社員に選出される直前の3月末日において連続して4年以上在籍していること。
- (3) 連盟の役員又は従業員ではない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は社員になることはできない。また、社員が次の各号のいずれかに該当することになった場合、もしくは明らかになった場合は、社員の資格を失うものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 未成年者
- (3) 破産者

(社員の選出時期)

第3条 社員の選出は、2年に一度実施する。

(社員定数)

第4条 社員の定数は、250人とする。

2 前項に規定する社員定数は、支部別の選出による社員220人と、支部別の選出によらない社員30人との配分する。

(支部別の選出による社員)

第5条 前条に規定する支部別の選出による社員を、次の各号に定める方法によって各支部別に按分する。

- (1) 各支部の社員数は、個人会員及び家族会員のうち在籍年数が連続して4年以上の者の数を基礎として、以下の数式によって算出する。ただし、算出された各支部別社員数が2に満たない場合はこれを2とする。

$$\text{各支部別社員数} = (\text{在籍年数が連続して4年以上である当該支部の個人会員数及び家族会員の総数} \div \text{在籍年数が連続して4年以上である全国の個人会員数及び家族会員の総数}) \times 220 \text{ (小数点第1位を四捨五入する)}$$

- (2) 前号の規定により算出された各支部別社員数の総和が220人とならない場合は、各支部別社員数が3以上の支部について、次の調整を行う。

ア 各支部別社員数の総和が220人を超える場合は、各支部別社員数が最も多い支部から、各支部別社員数が同数の場合は、前号に規定する個人会員数及び家族会員

総数の少ない支部から順にその社員数から1ずつを減じることとし、220人になるまで行う。ただし、減じることによって社員数が2となった当該支部は、それ以降は減じないものとする。

イ 各支部別社員数の総和が220人に満たない場合は、前号に規定する個人会員及び家族会員の総数が最も多い支部から順にその社員数に1ずつを加えることとし、220人になるまで行う。

ウ ア、イの方法で調整がなお困難な場合は、第12条に規定する社員候補者選考委員会において検討した方法によるものとする。

(3) 各支部別社員数の算出における在籍者数及び在籍年数は、社員選出直前の3月末日のものとする。

2 社員が他の支部の管轄する地域へ住所変更した場合であっても、当該社員は、任期満了までは選出された支部の社員数として扱うものとする。

(支部別の選出によらない社員)

第6条 第4条に規定する支部別の選出によらない社員については、その候補者を在籍地にかかわらず幅広い層から選考するものとする。

(任期)

第7条 社員の任期は4年とし、その開始は社員に選出された直後の4月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第2項及び第3項の規定に基づき改めて選出された社員の任期は、選出された日を開始とし、前項の社員の任期と同時に終了するものとする。

3 次条の規定によって選出された社員のうち、任期途中の退任等の理由によって選出された社員の任期は、選出された日を開始とし、前任者の残存期間とする。これ以外の理由によって選出された社員の任期は、前項の規定を準用する。

4 再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることはできない。

(欠員措置)

第8条 第3条に定める選出時期において、改選期の到来していない社員について、任期途中に退任等の理由によって欠員を生じている場合には、あわせてその欠員について選出を行う。

2 前項の規定にかかわらず、社員が定数の3分の2を下回った場合には、遅滞なく補充のための選出を行う。

(公示)

第9条 推薦された社員候補者名は、JAFMate誌、ホームページ並びに連盟本部及び支部において公示する。

(社員選出への異議申し立て)

第10条 前条の規定により公示された各社員候補者の社員選出に対し、会員は異議を申し立てることができる。

2 異議を申し立てることができる会員は、個人会員及び家族会員であって、当該公示日に在籍し、異議申立日においても在籍している会員とする。

(社員の選出)

第11条 JAFMate誌の発行日から45日後までに異議を申し出た個人会員及び家族会員の数が、前条第2項に規定する個人会員及び家族会員総数の100分の5に満たない

場合は、社員候補者は社員に選出されたものとする。

- 2 前項の規定によって、社員に選出されなかった社員候補者の員数が社員候補者の総数の10分の1を上回る場合は、その員数について改めて選出を行う。
- 3 第1項の規定によって、社員に選出されなかった社員候補者の員数が社員候補者の総数の10分の1以下の場合は、その員数について第8条第1項に規定する欠員選出時にあわせて改めて選出を行う。

(社員候補者選考委員会)

第12条 連盟に社員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は、理事又は理事会から独立したものとする。

(選考委員会の任務)

第13条 選考委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 社員候補者の選考基準を策定すること。
- (2) 第2条に定める社員に選出される資格を有する者の中から、前号の選考基準に基づき、在籍地、職業、年齢、性別等を考慮して、社員候補者を選考し推薦すること。
- (3) 社員選出に際し、その運営と管理を行うこと。
- (4) その他社員の選出に関し、必要な事項の検討を行うこと。

(選考委員の選任)

第14条 選考委員会を構成する選考委員は、次の各号のすべてに該当する者とし、総会で選任する。

- (1) 個人会員であって、連盟の社員又は役員もしくは従業員ではない者であること。
 - (2) 選考委員会に出席できること。
 - (3) 連盟の運営について深く理解していること。
 - (4) 選考委員に相応しい見識を有しており、公平かつ公正な選考ができること。
- 2 選考委員の員数は、6人以上12人以内とし、選考委員長は、選考委員が互選する。

(選考委員の任期)

第15条 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えることはできない。

- 2 補充または増員によって就任した選考委員の任期は、他の選考委員の任期と同時に終了する。

(選考委員会の招集と議決)

第16条 選考委員会は、選考委員長が招集し、選考委員長が議長となる。選考委員長が不在のときは、出席選考委員の互選によって議長を選出する。

- 2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選考委員会の議事は、議長以外の出席選考委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 選考委員会に出席した選考委員に対し、旅費の他日当、謝金を支払うことができる。

(選考委員会事務局)

第17条 選考委員会には、事務局を置く。

- 2 事務局は、選考委員長の命を受け、選考委員会の任務を補佐することを目的として、社員候補者の選考と選出に関する事務等を行う。

- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、選考委員長の命を受け、連盟から独立して活動し、事務局の職務遂行について選考委員会に対して責任を負う。
- 5 事務局長の任期は、就任の時から2年とする。ただし、再任することができる。
- 6 連盟は、別に定める基準により事務局長に対して相当の報酬を支払うことができる。
- 7 連盟は、選考委員会から解任の要求がある場合に限り、任期の途中で事務局長を解任することができる。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、社員候補者選考委員会の承認を得て、理事会の決議による。

附 則

(実施日)

第1条 この規程は、平成21年6月5日から実施する。

(旧規程等の廃止)

第2条 昭和40年1月12日制定の「社員選出規程」及び平成12年4月1日制定の「社員候補者推薦委員会要綱」は、本規程実施日の前日限り廃止する。

(経過措置)

第3条 旧規程の規定により選出された社員は、その任期が満了するまでの間社員の資格を有するものとする。

2 前項の社員の在任期間中における社員の総数は、本規程第3条の規定にかかわらず、当該社員の数と本規程第4条に規定する定数の合計数とする。

3 本規程第7条第1項の規定にかかわらず、本規程実施後最初に選出される社員の半数の任期は2年とし、選考委員会において選考するものとする。

附 則 (平成22年6月18日)

(実施日)

第1条 この規程は、一般社団法人への移行の登記日から実施する。

附 則 (2016年9月1日)

(実施日)

第1条 この規程は、2016年9月1日から実施する。

附 則 (2021年11月10日)

(実施日)

第1条 この規程は、2022年4月1日から実施する。

附 則 (2022年5月27日)

(実施日)

第1条 この規程は、2022年5月27日から実施する。

附 則 (2023年6月1日)

(実施日)

第1条 この規程は、2023年6月23日から実施する。

附 則（2023年11月9日）
（実施日）

第1条 この規程は、2023年11月9日から実施する。